

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業 (水産物の輸出促進対策)

【2, 500百万円】

対策のポイント

輸出先国のH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備を進めることで、水産物の輸出拡大を図るとともに、安全・安心な水産物を供給することにより消費拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、世界的な日本食の評価の高まり、アジア諸国等の経済発展に伴う富裕層の増加等により、安全で高品質な我が国水産物へのニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要となっています。
- ・水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するH A C C P基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務であります。
- ・このため、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備を進めます。

政策目標

魚介類（食用）の消費量

29.5kg/人年（平成22年度）→ 29.5kg/人年（平成34年度）
※すう勢23.3kg/人年

<主な内容>

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のH A C C P基準等を満たすための施設の改修整備について支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：水産庁加工流通課（03-3591-5613（直））]